

○第6号議案 「産廃問題」の活動方針について

平成 29 年度「産廃問題」に関する活動方針(案)

- (1) 平成 26 年 3 月 9 日, 区民総会において決議した新城南部企業団地への産業廃棄物処理事業所の進出に反対する, とした立場は変えない。
- (2) 操業と肥料登録がそれぞれ認定された現状に鑑み, 当面は, 八名区長会と連携し産廃問題に対応する。
 - ① 行政に対しては, 事業者が施設を改善し, 操業管理を徹底して, 悪臭を発生させないよう強力に指導することを求める。
 - ② 国会, 県議会, 市議会に対して, 悪臭発生問題の解決を継続して訴えていく。

平成 28 年度の主な取組みの報告

- 5/27(金)市環境部から「産廃問題」経過報告(八名区長会)
- 6/30(木)愛知県環境部へ「説明会開催要望書」を提出(八名区長会)
- 7/6(水)井上環境副大臣へ「要望書」提出(八名区長会)
- 8/18(木)動研(株), 大森木材(株), 横浜ゴム(株)訪問(八名区長会)
- 8/19(金)新城設楽振興事務所環境保全課訪問(八名区長会)
- 10/28(金)市環境部から「産廃問題」経過報告(八名区長会)
- 11/11(金)愛知県下水道課・資源循環推進課・企業庁を訪問(八名区長会)

平成 29 年 2 月 23 日(木)

衆議院農林水産委員会において, 下水汚泥の堆肥化に関して質疑が行われた。

(現案)

(1) 新城南部企業団地への産業廃棄物中間処理事業所の進出に反対する。原則は変えない。

(2) 操業が許可されて、事業所の操業が開始され、肥料登録が為されている現状に鑑み、移転を求め続けるとともに、当面の対策として、地域の環境の悪化を防ぎ住民の生活環境を守るための方策を、八名区長会と連携して行政に働きかける。

(変更案)

(1) 平成 26 年 3 月 9 日、区民総会において決議した新城南部企業団地への産業廃棄物処理事業所の進出に反対する、とした立場は変えない。

(2) 操業が許可されて、事業所の操業が開始されている現状に鑑み、当面は、八名区長会と連携し、行政に対して、事業者が悪臭を発散させない為の技術的な措置を行い適切な運用を行うように指導することを求める。

以下参考資料 H29.2.18

平成 29 年度「産廃問題」に関する活動方針(案)について

【(1)に関する資料】 (← 資料への記載は省略)

* 新城南部企業団地は、地元の住民や財産区が協力してできた。誘致対象(目的)は製造業と物流業、下水道汚泥の発酵施設は目的外であり約束違反である。

⇒ 既に操業されている企業さんとの信頼関係が大きく損なわれ、多大な迷惑をかける。今後の企業誘致活動にも大きな影響を及ぼす。(H24.6.20 付市長名事業者宛文書)

⇒ 進出している企業に対する信義に反するとともに、今後の企業誘致にも支障をきたすことが懸念されます。(H26.3 市議会から愛知県あて意見書)

⇒ 今回の件は、…当初の政策目的とは必ずしも適合しない企業の操業が可能になる場合があるという特異な経過をたどった(H26.4.10, 市長から知事あての要望書)

⇒ 虚を突かれた。裏口から入られた。(H26 経過説明会市長発言)

⇒ 「当該企業の南部企業団地への進出並びに操業について、私は市長としてまだ政治的に認めておりません。(H28 年 9 月議会における市長答弁)

⇒ 私は最初の段階から産廃企業の進出に賛同しかねるスタンスに変わりはありません。…市長として、今なお類似する産廃企業の操業や進出に対しては同意しかねる考えは基本的に変わっていません。従って市長として、これを全面的に認めて、対応する体制は取っていません。(H28.10.18, 地域意見交換会における市長の発言)

⇒ 悪臭の発散をゼロにすることはできるか。困難では？

原状回復は、操業の停止・事業所の移転のみ？

【方針の考察】

市長に、タナカ興業新城事業所の操業状況、脱臭装置の評価、改善策の状況、改善策の評価等について、タナカ興業から聞き取りの上、住民に説明して欲しいと、八名区長会から要望する。

白井議員は、「住民はタナカ興業と話し合うべきだ」としていますが、住民とタナカ興業が直接話し合えば市は第三者でしかなくなるので同意できない。

市は「環境保全協定は、地元の了解を得て市が結ぶ」としてきた。今回、地元がタナカ興業と直接に交渉することは不可能と判断した故ではないか。降りかかる火の粉は払わねばならぬとしても、今回は、行政区(役員)に負担がかかり過ぎる。

議会の所掌が経済建設委員会から文教厚生委員会に代わるのであれば、文教厚生委員会の委員は、これまでの経緯や現状を知る必要があるのでは、その一環として八名区長会の話も聞いて頂く、これも、区長会から議長に要望する。

白井議員は八名区長会に説明したいと希望されているが、議員の主張は、コメントのやりとりを読めば、改めて話しを聞く必要はないのでは。

議会としての方針があれば説明を聞くべきだが、その前に議会が地元の意見を聴くことが順序ではないか。

【(2)に関して具体的な内容(説明資料)】 (← 資料への記載は省略)

愛知県環境部資源循環推進課、

及び新城設楽振興事務所環境保全課 に対する活動

許可内容に応じた個別具体的、厳正な指導監督を

愛知県下水道課に対する働きかけ(下水道汚泥の堆肥化に関して)

適地の確保を ⇒代替地に移転を

需要に応じた適正数量で

優良企業を選別する。(紛争事業者に供給しない)

業務実態の把握・指導

市役所に対する働きかけ

学校周辺の悪臭規制を第1種地域(臭気指数12以下)に

規制値以下でも悪臭発散防止の指導を

県議会・市議会に対する働きかけ

市議会 継続して「産廃問題」(環境問題)の審議を

県議会 本会議・委員会で下水道汚泥の処理について審議を

活動の方法

八名区長会を主体として、他行政区との連携協力

市民(区民)団体等との連携